

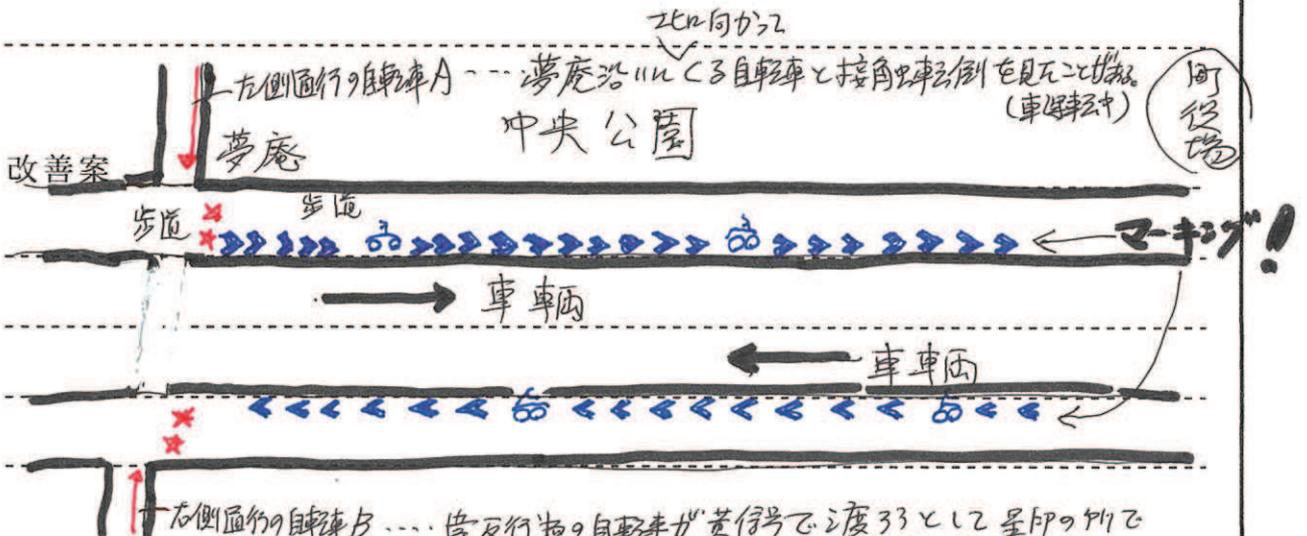
「わたしの提案 (町長への手紙)」

提案・意見をお書きください。

令和  
平城 6年 9月 1日

件名 自転車利用の方への安全指導の一貫として取り組み

問題または課題 左側通行を無視する方、歩道の左側端を走らば良い  
思っている方が多くおどろかす。切符に「おどろい！」と思う  
シーンにぶつかると、自分もおどろく「思」をして、注意しても(歩道内)  
「そっちが右端を走っているから危ないんだ」とおどろかすこともある。



改善後の効果 「危険」を喚起させるためのマークとして、 「マーキング」  
県道のため県へのお願い 以下実施。カットはす。

回答を  希望する ・  希望しない (どちらかに○をつけてください)

## 回答

<自転車利用の方への安全指導の一貫としての取り組み>

【所管：都市計画課】

お問い合わせをいただきました県道における対象区間の歩道部分につきましては、自転車歩行者道としての位置付けであり、普通自転車が歩道部分を通行できるものとなっております。ただし、自転車歩行者道における普通自転車通行の原則は以下のとおりです。

- ・歩行者が優先であること
- ・中央から車道寄りの部分を徐行すること
- ・歩行者の通行を妨げることになるときは一時停止すること

ご提案いただきました、危険を喚起させるための路面マーキングにつきましては、自転車通行者に対して一定の効果が見込めると考えられますので、ご提案の内容を道路管理者である神奈川県に対して町から情報提供させていただきます。